

京都市立芸術大学附属図書館試奏室使用要項

(平成24年4月1日理事長決定)

(趣旨)

第1条 この要項は、京都市立芸術大学附属図書館利用規程（以下「利用規程」という。）

第10条の規定に基づいて、試奏室及び試奏室備付けのピアノ（以下「試奏室等」という。）の使用について必要な事項を定めるものとする。

(使用の目的)

第2条 附属図書館所蔵の楽譜を試奏する時に限り、試奏室等を使用することができる。

(使用できる者)

第3条 試奏室等を使用することができる者は、利用規程第5条に定める者とする。

(使用できる時間)

第4条 使用できる時間は、図書館が開館する日の開館時から閉館30分前までとする。

ただし、必要に応じて臨時に変更することがある。

(試奏できる楽譜)

第5条 試奏室等で試奏できる楽譜は、1回5冊以内とする。

(使用手続)

第6条 試奏室等を使用する時は、所定の試奏室使用申込書（別記様式）に記入し、受付に提出して、係員の許可を得なければならない。

2 使用が終了した時は、すみやかに受付に終了を報告しなければならない。

(試奏の中止)

第7条 事前に申し出のあった特別の理由なく、長時間にわたり試奏室等を使用する場合、使用を打ち切ることがある。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。